

改正貸金業法の最終施行に関する意見

2009年12月7日

全国 NPO バンク連絡会

現在、非営利で「環境 NPO や社会的企業」への融資を行う NPO バンクは、新たな資金ニーズに対応する資金供給源として、全国各地に設立されつつある。環境 NPO や社会的企業のニーズに対応する狭義の NPO バンクだけでなく、多重債務者救済を目的に個人融資を行おうとする「金利が 7.5%を上回り、出資者に配当を予定する」、非営利の広義の NPO バンクの設立も進められている。しかし現状では、「営利の貸金業者による問題」の解決のために、NPO バンクを設立しても、同一の貸金業法の規制を受けることになる。

特に経済成長率が 1%程度（1991～2008 年度平均）しかない低成長時代には、金融機関の提示する 5%(過去の不良債権比率 2～4%に加えて人件費 1%)程度の金利すら事業を行う者には支払い困難である。こうした低成長の時代には、営利を求めないことで低金利を実現できる非営利金融の仕組みは一層必要とされている。

このような背景の中で、「NPO バンク法」の立法は、社会的に要請されていると行うことができる。

1. クレジット・サラ金による多重債務者問題の防止を目的とし、総量規制、上限利率の引下げを含めた改正貸金業法の最終施行に、全面的に賛成する。
2. 環境・福祉・社会的事業・多重債務者救済などを目的とする、非営利・公益の「NPO バンク法」の立法が必要である。
3. 一方、改正貸金業法の多重債務者問題の再発防止を目的とする規制は営利目的の貸金業者を対象としており、公務員共済組合、労働組合、学校法人、公益社団法人及び公益財団法人などが収益事業として実施するものではない貸付業務は、「資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者」として、貸金業法の適用除外となっている（貸金業法第2条1項5項、同施行令第1条の2第1号、第2号）。同様に、非営利・公益目的の NPO バンクも、貸金業法施行令の改正により、貸金業法の適用除外とすべきである。
4. 貸金業法施行令の改正が、来年6月までの改正貸金業法の最終施行に間に合わない場合には、NPO バンクの存続を確保する緊急避難的な措置として、以下の事項について、NPO バンクを適用除外とする貸金業法施行規則の改正を実施されたい。
 - ① 指定信用情報機関への強制加入
 - ② 貸付けの業務に三年以上もしくは1年以上従事した経験を有する者の確保

貸金業法施行規則改正の具体案は以下のとおり。

I 指定信用情報機関制度の適用除外

1. 第一条の二の二（個人信用情報の対象とならない契約）に、第六号として「第五条の三 第二項に規定する者(特定非営利融資法人)が行う貸付けに係る契約」を追加する。
2. 第十条の十六（指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務の例外）の第二号を「第一条の二の二第二号から第六号までに掲げる契約」に変更する。

II 貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者などの適用除外

第五条の四第1項第2号を、次のように改正する。（下線部分を追加する）

二 常務に従事する役員（第五条の三 第二項に規定する者(特定非営利融資法人)の役員を除く）のうちに貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者があること（申請者が個人である場合にあつては、申請者が貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者であること）。

三 営業所等（自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うもの及び第五条の三 第二項に規定する者(特定非営利融資法人)を除く。）ごとに貸付けの業務に一年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として一人以上在籍していること。

以上

(別紙1)

「改正貸金業法の最終施行に関する意見」の補足

本日のヒアリングにおける意見書では、貸金業法施行令の改正が、来年6月までの改正貸金業法の最終施行に間に合わない場合の緊急避難措置として、①指定信用情報機関への強制加入、②貸付けの業務に三年以上もしくは1年以上従事した経験を有する者の確保の2点についてNPOバンクの適用除外を求めている。また、この2点以外にも、改正貸金業法にはNPOバンクが円滑に事業を行うための妨げとなる問題が少なくとも4点ある。

これらの問題点について、以下詳述したい。

※ 本文書では、貸金業法施行規則第五条の三第二項(NPOバンクを念頭に置いた貸金業登録上の純財産要件の例外)に規定する者(ただし純財産の額は問わない)を、「特定非営利融資法人」と呼ぶ。

1 本日の意見書でNPOバンクの適用除外を求めている点

(1) 指定信用情報機関への強制加入

改正貸金業法では、貸金業者による過剰貸付を防止するためのインフラとして「指定信用情報機関」制度が設けられた。(貸金業法41条の13以降)この制度において貸金業者は指定信用情報機関に融資残高等の個人信用情報等を登録しなければならない。また、指定信用情報機関相互は情報交流が求められ、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できるようにした。さらに各貸金業者には、個人からの融資申し込みを受けた場合、指定信用情報機関の信用情報を使って返済能力を調査することが義務付けられた。NPOバンクが融資を行う場合も対象がすべて法人とは限らず、個人事業主扱いの任意団体や、太陽光パネル購入資金など、個人に融資を行う場合もある。貸金業法全面施行後はNPOバンクもこれらの融資に関する個人信用情報情報を指定信用情報機関に登録する義務が生じることになる。

ところが指定信用情報機関となるであろう団体相互間では既に合併や情報交流が進み(注1)、銀行や銀行系統の保証機関の加入を認める傾向にある。(注2)この相互交流の影響で銀行等も指定信用情報機関のデータを見ることができるようになるので、貸金業法全面施行後は、NPOバンクの個人融資先の信用情報が銀行等にも見えてしまう。

もちろん、銀行等がNPOバンクと一般の貸金業者を区別して審査すればよいが、NPOバンクに理解のあるわずかな金融機関でも理解者はせいぜいCSR担当であって、審査担当者は融資先を厳格に見るのが職業倫理なので、審査規程などに「貸金業者」と書かれていれば、NPOバンクも消費者金融と同視するのが当然である。

借り手の立場から見ると、生活資金が足りなくなるとまずは知人、そして銀行、さらにはクレジットのキャッシングと渡り歩き、消費者金融から資金を借りるのは最後の手

段であろう。そうすると、借り手が貸金業者から融資を受けていると知った銀行等は、その借り手が資金に窮していると見るのも道理にかなった話である。金融コンサルタントの川北英貴氏も、事業者についてであるが、ノンバンクから融資を受けている企業について、「通常であったら銀行から融資を受けて資金繰りを行うところ、銀行から融資が受けられず、銀行よりも金利が高いノンバンクから借入れした、という見方をされますから、銀行から融資が出づら企業、という目で銀行は見てきます。」と述べている。

(注3)

これらを総合すると、貸金業法全面施行後は、NPOバンクから融資を受けた個人は、銀行等の審査担当者に「貸金業者から融資を受けているので資金に窮しており、返済能力が低い」と見られてしまい、住宅ローンや教育資金といった必要な資金を銀行から借りられなくなる可能性が強い。さらには、「NPOバンクから借りると銀行から借りられない」となれば、NPOバンクとしては、融資先を痛めるようなものは廃業するという決断をするしか方法がなくなってしまう。これでは、改正貸金業法制定時の「附帯決議」にいう「市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後二年六月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど必要な見直しを行うこと。」の趣旨が没却されてしまう。

さらに、指定信用情報機関を利用する上では加入に係る各種の費用、事務負担が予想され、こうした負担がNPOバンクの存続を危うくする危険性は否めない。

一方、貸金業全体の融資残高に対してNPOバンクの融資残高は10万分の1以下であり、指定信用情報機関制度や総量規制への影響はごく軽微なものにとどまると思われる。

よって、指定信用情報機関制度が引き起こすNPOバンクの危機を回避するためには、厳格に要件が定められている特定非営利融資法人を指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務自体から解放するのが最も直接的な解決策であると考えられる。具体的には、貸金業法施行規則を、以下の通り改正することが必要である。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 第一条の二の二（個人信用情報の対象とならない契約）に、第六号として「第五条の三 第二項に規定する者(特定非営利融資法人)が行う貸付けに係る契約」を追加する。2. 第十条の十六（指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務の例外）の第二号を「第一条の二の二第二号から第六号までに掲げる契約」に変更する。 |
|--|

(2) 貸付けの業務に三年以上もしくは1年以上従事した経験を有する者の確保

貸金業法施行規則第5条の4では、「貸金業を的確に遂行するための必要な体制」として、「常務に従事する役員のうち貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者があること（申請者が個人である場合にあつては、申請者が貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者であること。）」(第2号)「営業所等（自動契約受付機若しくは現

金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。)ごとに貸付けの業務に一年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として一人以上在籍していること。」を課している。

ここで「貸付けの業務」の意義は、貸金業法の事実上の行政解釈を示した「逐条解釈貸金業法」によれば、「貸付けの営業、審査、管理・回収などは含まれるが、人事、経理、総務、システム管理など業務遂行の影響が資金需要者に通常及ばない業務は含まれない」と解されている。(注4) もちろん「貸付け」は貸金業者のみではないので銀行やクレジット、NPOバンクであってもよいのだが、単なる銀行OB/OGだけでは足りず、しかるべき業務の経験者か役員経験者を呼んでくる必要がある。また「常務に従事」とは「貸金業者の通常の業務執行の内容および態様を基本的に把握できるだけの実態が認められるかどうか」で判断される。(注5) さらに「常勤」とは、「貸金業者の営業時間内にその営業所または事務所に常時駐在することまでは求められないものの、当該貸金業者の営業の実態および社会通念に照らし、相当の勤務実態が必要」(注6)と解されている。

とすると、NPOバンクを設立するためには、①3年以上の貸付経験者を見つけてきた上で、相当重い責任のある「常務に従事」する役員に就任していただき、しかもその人(不可能なら別の貸付経験者を見つけてきて)一定の時間拘束を受ける「常勤」職員になっていただく必要があるということになってしまう。しかしながら、このような経験豊富な人をNPOバンクが見つけて協力を仰ぐことは非常に難しく、ましてボランティアベースのNPOバンクでは「常勤」者を雇用すること自体不可能に近い。これでは新規にNPOバンクを作るなどといったに等しい。

反面、NPOバンクの貸付実務では一般の金融機関の貸付経験よりも、社会的企業の経営や地域事情をよく知っていることのほうが役立つ場合が多く、貸付経験者の採用が業務の適正に資するとは限らない。

これらの点からすれば、NPOバンクについては貸付実務者の確保を要さないよう、制度的な手当てを図るべきである。具体的には、貸金業法施行規則第五条の四第1項第2号を、次のように改正するべきである。(下線部分を追加する)

二 常務に従事する役員(第五条の三 第二項に規定する者(特定非営利融資法人)の役員を除く)のうちに貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者があること(申請者が個人である場合にあっては、申請者が貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者であること)。

三 営業所等(自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うもの及び第五条の三 第二項に規定する者(特定非営利融資法人)を除く。)ごとに貸付けの業務に一年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として一人以上在籍していること。

2. 今回の意見書で触れなかった改正貸金業法のNPOバンクにとっての問題

今回の意見書で言及した2つの問題点以外にも、改正貸金業法にはNPOバンクの活動を妨げる4つの問題点がある。こうした問題を解決するには、「NPOバンク法」の制定こそが必要と考える。

(1) 「貸金業務取扱主任者」資格試験の導入

改正貸金業法では24条の7以降に「貸金業務取扱主任者」制度を掲げている。この制度自体は改正以前からあったものだが、改正貸金業法ではこれを国家試験化して、試験に合格したものを事業所に配置することが義務付けられた。

この試験は8月30日に第1回が行われ、現状ではこの試験自体の難易度はそれほど高くないようである。しかし、試験向けテキスト等で検証する限り、NPOバンクの実務には関係ない事項が試験範囲に数多く含まれている。また、NPOバンクを新規設立する者にとっては、国家資格が必要となれば萎縮的効果が生じてしまうことは否めない。よって、かかる試験を課すことも、NPOバンクには参入規制となってしまう。

(2) 個人向け貸出への規制

改正貸金業法施行規則第五条の三第2号ハでは「特定非営利活動（特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）に係る事業に対する貸付け・・・を事業の主たる目的とし、その旨を定款又は寄附行為において定めていること。」となっている。

この点、有斐閣「法律用語辞典」では、「事業」について「一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指す。営利の要素は必要とせず、営利の目的をもってなされるかどうかは問わない（労基別表一、地稅七二）」とある。

とすれば、天然住宅バンクのように、個人向け融資をメインとするNPOバンクは、特定非営利融資法人の恩典を受けられないことになってしまう。

(3) 総量規制そのものの問題

改正貸金業法第13条の2が定めるいわゆる総量規制は多重債務者防止の柱であり、意見書1で述べたとおり、総量規制自体には全面的に賛成である。

しかし、総量規制が妨げとなって、NPOバンクが社会的役割を發揮できない事態がいくつか懸念される。具体的には、①女性のワーカーズ・コレクティブなどの起業の場合、融資を受ける女性は無収入であることも少なくない。その場合に、夫の収入を見て判断することになるとすれば、再び女性の起業は夫の管理下に置かれてしまうことになる。また、②農業など、現金収入に換算すると極めて少なくなる事業では、必要な資金を貸し出すことができなくなる。さらに、③多重債務者救済や生活困窮者支援の場合、収入に比べて負債比率が高いか、そもそも無収入の場合もあり、対応が極めて困難になってしまう。

特に③については、政府の多重債務問題改善プログラムでいう「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付け」（いわば「日本版グラミン銀行」モデル）に市民が貢献することを阻むものであり、何らかの手当てが必要ではないか。

（４）一般の貸金業者とNPOバンクを識別する「Tの字」問題

「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅲ－３－１（登録の申請、届出書等の受理）(3) 登録の申請の処理①—ハでは、以下のように記載されている。（下線部筆者）

登録番号の（ ）書きには、登録の回数を記入すること。ただし、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 33 号、以下「出資法」という。）附則第 9 項に規定する日賦貸金業者における登録番号については、（ ）内に「N」の文字及びその次に登録回数を記入すること。また、法第 6 条第 1 項第 14 号に規定する「資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者」のうち施行規則第 5 条の 3 第 2 号に規定する者における登録番号については、（ ）内に「T」の文字及びその次に登録回数を記入すること。

このことにより、改正貸金業法の第三段階施行（2009 年 6 月）以降、特定非営利融資法人たるNPOバンクについては、登録番号に「T」の字がつき、一般の貸金業者と区別できるようになった。

ところが、貸金業法施行規則第 5 条の 3 第 2 号ホでは、「純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない者がイからニまでに掲げる要件に該当し…」とされているため、純資産額が 2,000 万円（最終施行後は 5,000 万円）以上のNPOバンクは、特定非営利融資法人としての他の要件を満たしていたとしても、登録番号に「T」の字をつけることができない。

確かに特定非営利融資法人の特例は貸金業者登録に必要な純財産を引き下げるためのものであるから、純資産額が本来必要な額以上であれば特例を適用する必要はないかもしれない。しかし、資金需要者からみると、「T」のついていないところは、NPOバンクではなく、すべて一般の貸金業者と見られてしまう。日賦貸金業者には、すべて「N」と入っているのだから、NPOバンクにも「T」がついているところとついていないところがあるのは不合理とも考えられる。

よって、資金需要者がNPOバンクと一般の貸金業者を判別できるためにも、特定非営利融資法人としての要件（純財産額を除く）を満たすNPOバンクには、すべて登録番号に「T」をつけることが可能になるよう、制度的手当てを図るべきである。

（注 1）たとえば業態横断の信用情報機関である（株）CCB は、貸金業者系の（株）日本信用情報機構と 2009 年 8 月 1 日付で合併した。（（株）日本信用情報機構ホームページ（下記 URL）等を参照）

<http://www.jicc.co.jp/>

(注 2) たとえば (株) 日本信用情報機構の加盟会員検索 (下記 URL) を見ると、銀行やその系統の信用保証機関が多数加盟しているのが分かる。

<http://www.jicc.co.jp/join/member/index.html>

(注 3) メールマガジン「銀行とのつきあい方」2009年10月13日付 (下記 URL) を参照。

<http://archive.mag2.com/0000103414/20091013215045000.html>

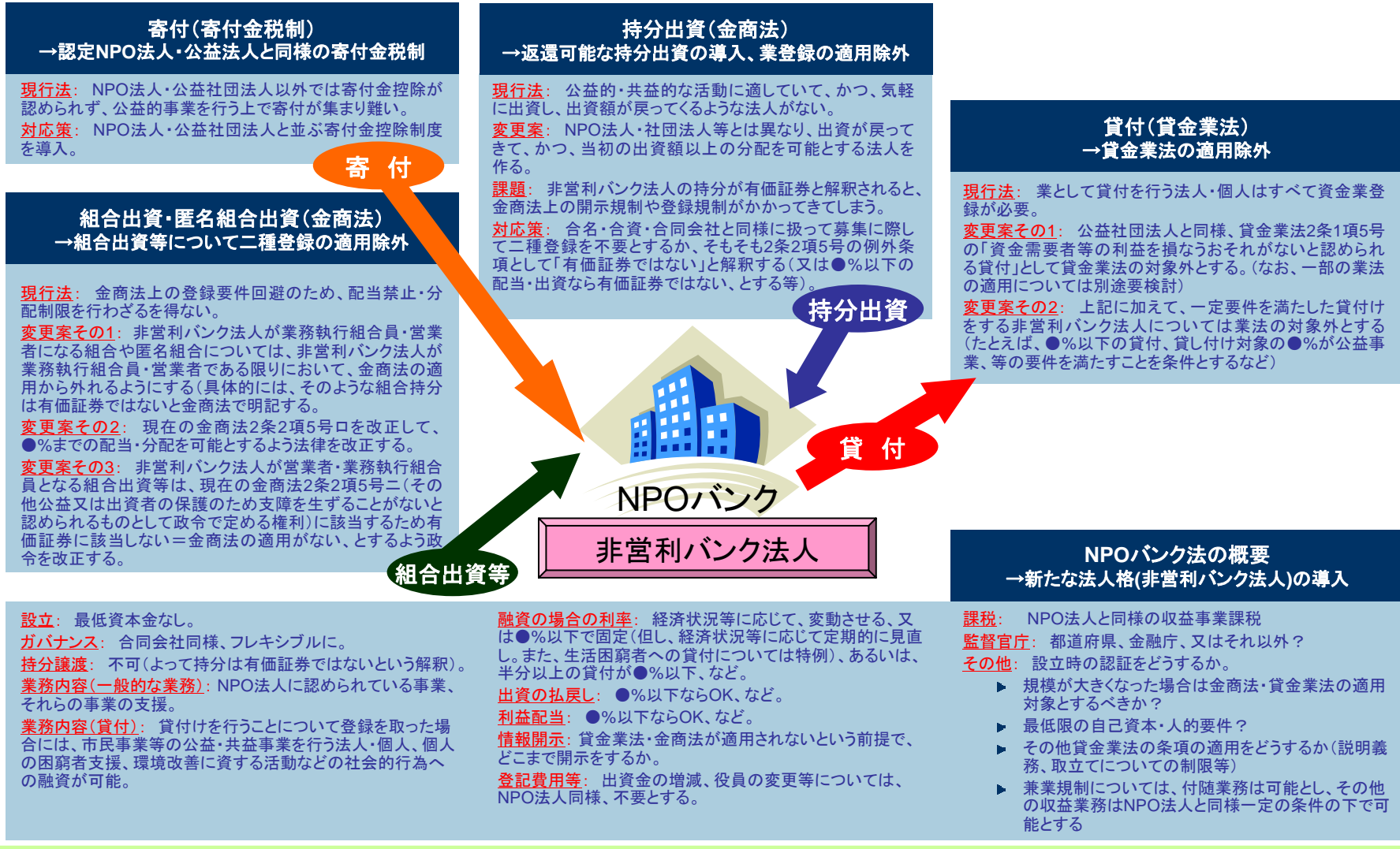
(注 4) (注 5) (注 6) いずれも、上柳敏郎／大森泰人 [編著]「逐条解釈 貸金業法」70 ページ。

以上



NPOバンクが直面する問題点並びにNPOバンク法(仮)の概要及び関連法規の改正案

- 現在の問題点**
- ◆ 貸金業法の問題が未解決であり存続の危機
 - ◆ NPOバンクの形態が様々であることからその概要が明確に認知されにくい。実態も把握しにくい
 - ◆ 非営利セクターの活動でありながら監督官庁が金融庁+都道府県
 - ◆ 出資すると出資者が無限責任を負ってしまう
 - ◆ 金商法・貸金業法の要件をクリアするために、分配・配当制限を甘受しなくてはならない



全国のNPOバンクの現況

調査・全国NPOバンク連絡会 2009.3現在 単位:千円

組織名	設立年	融資対象	出資金	融資累計	融資残高	備考	
						(融資制度)	(出資金以外の融資原資)
未来バンク事業組合	1994年	環境グッズ購入、NPO、エコロジー住宅等	183,427	861,342	74,106	金利:3% 上限:900万円 最長10年	-
女性・市民コミュニティバンク	1998年	神奈川県内で事業を行うNPO、W.Co(1)等	127,540	397,965	46,934	金利:1.8~5% 上限:1,000万円 最長5年	-
北海道NPOバンク	2002年	NPO、W.Co	43,800	225,270	25,220	金利:2% 上限:200万円 最長2年	寄付7,030
NPO夢バンク(長野県)	2003年	NPO	16,610	113,690	27,770	金利:2~3% 上限:300万円 最長3年	寄付金25,000 借入金22,000
東京コミュニティパワーバンク	2003年	W.Co、NPO、市民事業者等	93,700	62,100	29,289	金利:1.5~2.5% 上限:1,000万円 最長5年	-
ap bank(正式名:一般社団法人APバンク)	2003年	自然エネルギーなどの環境を対象にしたプロジェクト	(非公開)	295,875	(非公開)	金利:1% 上限:500万円 最長10年	-
新潟コミュニティバンク	2005年	コミュニティビジネス、まちづくり支援	6,720	300	300	金利:3% 上限:200万円 最長3年	-
コミュニティ・ユース・バンクmomo(3)	2005年	豊かな未来を実感できる地域社会をつくる事業	34,250	22,000	17,838	金利:2.5% 上限:300万円 最長3年	-
くまもとソーシャルバンク	2008年	熊本県内で社会性のある事業	3,950	(準備中)	(準備中)	-	寄付金56
天然住宅バンク	2008年	転居時の家具、家電製品、ペレットストーブ	20,210	0	0	金利:2.0% 上限:500万円 最長10年	-
もやいバンク福岡	2009年	(準備中)	(準備中)	(準備中)	(準備中)	-	-
計			530,207	1,978,542	221,457		

(1) W.coとは、「ワーカーズコレクティブ」(雇う・雇われるという関係ではなく、働く者同士が共同で出資して、それぞれが事業主として対等に働き、地域に必要な「もの」や「サービス」を市民事業として事業化する協同組合)を指す。

(2) NPO夢バンクは融資残高が出資金を上回っているが、これは出資金以外の融資原資によるものである。

(3) コミュニティ・ユース・バンクmomoの数値は2009年4月7日現在。

全国のNPOバンクの現況【解説】

全国NPOバンク連絡会

(最終修正：2009年10月11日)

1. 活動休止中・設立中のNPOバンク

別ファイルに掲載した11団体の他、(狭義の)NPOバンクとしてはいわてNPOバンク(2006年設立)があるが、同団体は現在活動休止中により、一覧より省いた。(いわてNPOバンクを加えると、(狭義の)現存するNPOバンクは12団体となる。

また、福島(ふくしまNPOバンク)、東京(信託資本財団)、金沢(ピースバンクいしかわ(仮))、大阪(ツルミン・バンク)、兵庫県篠山市(丹波古民家再生プロジェクト)、宮崎(宮崎アースコミュニティバンク)等が、現在設立準備中である。さらにNPOバンクを設立したいという声は、青森、静岡、和歌山、岡山、広島など、各地に生まれつつある。

2. NPOバンクの定義と「広義のNPOバンク」について

(1)別ファイルに掲載した11団体(+いわてNPOバンク)のほか、全国NPOバンク連絡会(以下バンク連)では、NPOバンクと共通する点の多い多重債務者の生活再生事業(岩手信用生協、生活サポート生協・東京(+生活サポート基金)、グリーンコープ生協(ふくおか・くまもと・おおいた・やまぐち)の生活再生事業)、主としてカトリック信者間の相互扶助による生活資金融資(日本共助組合)も、「広義のNPOバンク」と考えている。

(2)NPOバンクの定義を考えた場合に、要件は概ね以下の5つになると思われる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a. 市民が自発的に設立するb. 社会的に求められているニーズに対して融資を行う
(公益、共益(相互扶助)の区別は厳密には問わない)c. 非営利である(法的に認められている程度の出資配当はOK)d. 市民からの出資を融資の原資とするe. 市民事業(NPOでなくてもよいが、社会的課題の解決を第一義にすること)への融資を主目的とする |
|---|

一般に、NPOバンクの定義は上記5要件を全部満たすものなので、この定義を厳密に考えれば、(狭義の)NPOバンクの数は11団体となる。(ap bankについては出資者がアーティスト3

名なので、要件 d を「広く市民から出資を集める」と考えれば要件 d を満たさないことになるが、特定のアーティストからの出資であっても環境問題を解決するために出資された資金であることに変わりはないので、バンク連では ap bank も狭義の NPO バンクと考えている)ただし、天然住宅バンクは厳密には要件 e を満たさないものの、天然住宅という市民事業を母体とし、融資目的も天然住宅から派生するニーズに限定しているため、これもバンク連では(狭義の)NPO バンクとみなしている。

よって、バンク連では現存する(狭義の)NPO バンクの数に 12 団体と考えている。

しかしバンク連では、市民の金融ニーズは事業資金だけではないだろうという観点から、NPO バンクと共通する点の多い(1)多重債務者の生活再生事業(岩手信用生協、生活サポート生協・東京(+生活サポート基金)、グリーンコープ生協(ふくおか・くまもと・おおいた・やまぐち)の生活再生事業)(2)主としてカトリック信者間の相互扶助による生活資金融資(日本共助組合)も、「広義のNPO バンク」と考えている。この定義を取るなら、バンク連が考える広義のNPO バンク数は「19 団体」(狭義 12 団体 + 生活再生事業 6 団体 + 日本共助組合)となる。

さらに、藤井良広氏(上智大学教授)は上記の c および d の要件も緩やかに考え、愛知コミュニティ資源バンク(融資は中小企業が主目的で法人格も営利)、市民バンク(片岡勝氏たちが運営しているもので、自力で出資を集めることはない金融機関との提携スキーム)もNPO バンクとみなしている。

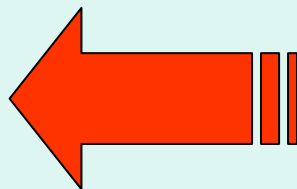
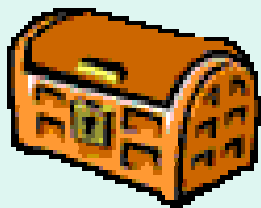
この定義(最広義?)なら、NPO バンク数は 21 団体(広義 19 + 上記 2)になる。

以 上

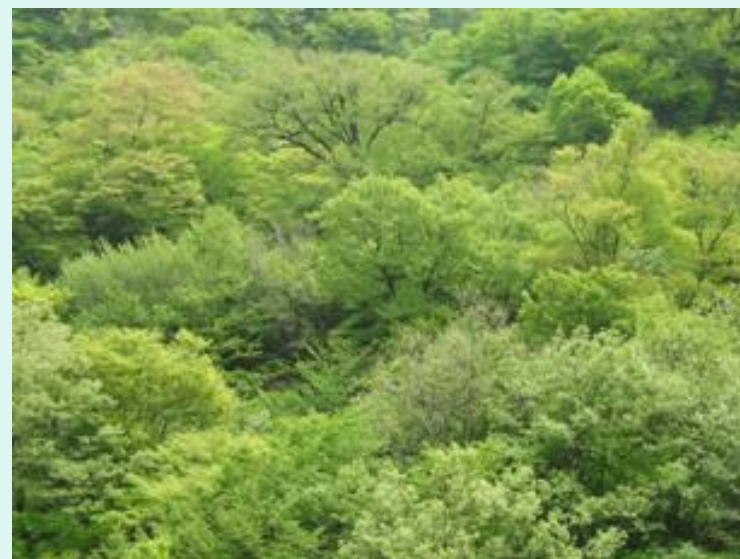
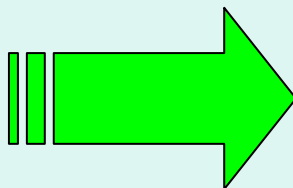
未来をダメにするおカネを、未来をつくるおカネに

未来の地球

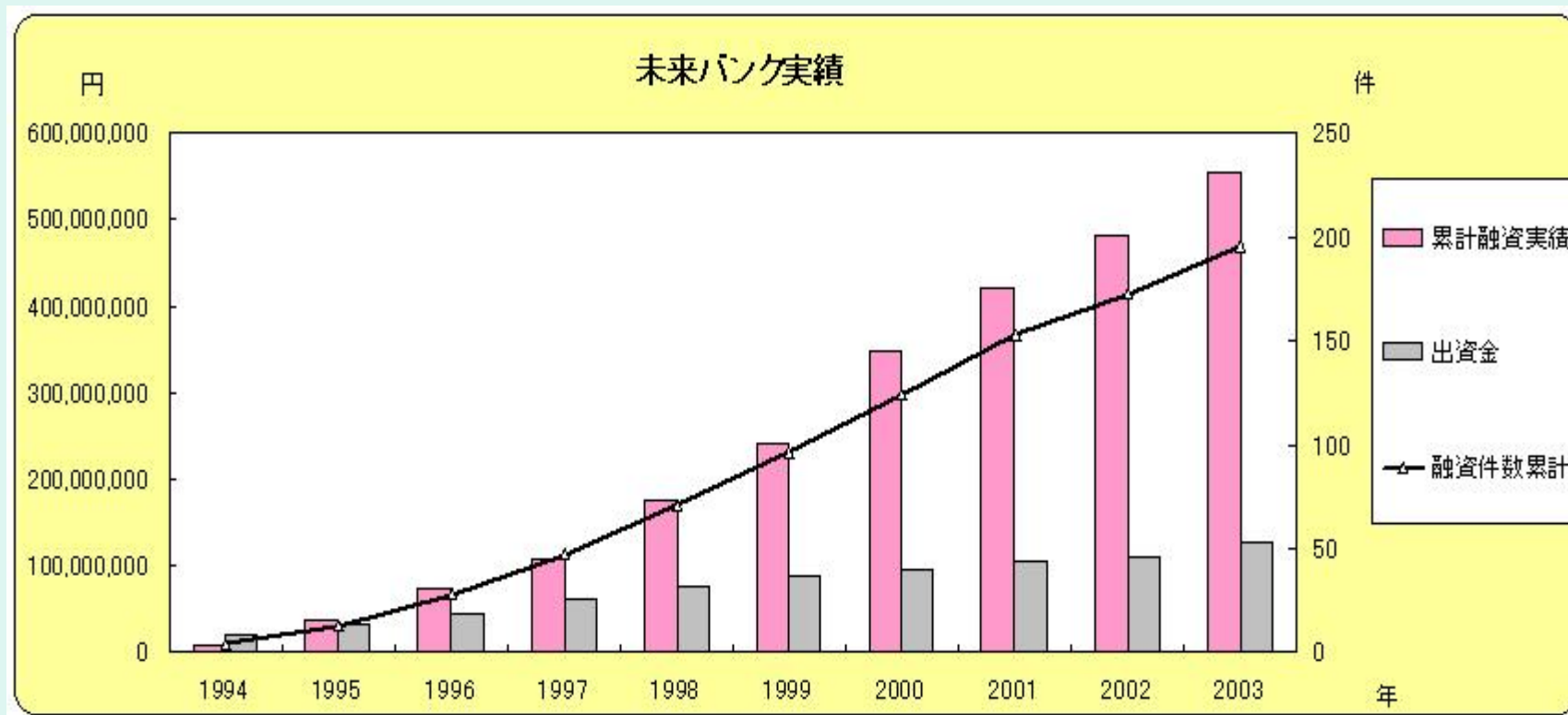
未来からカネを奪うか、



カネで未来を届けるか



非営利のバンクを、市民事業のために設立する



- 未来バンクは94年に7人400万円で始めたが、今では2億円の出資額を持ち、累計で8.5億円以上を市民に貸し出した。
- 貸し倒れゼロ、引当金は500万円。
- 融資対象は環境・福祉・市民事業、金利は3%の固定。

「NPOバンク」の進展

新潟には「新潟
コミュニティーバン
ク」がある。

北海道には
「北海道NPO
バンク」がある。

- これ以外にも別な目的のための「岩手信用生協」や「日本共助組合」生活サポート生協東京、グリーンコープ生協の生活再生事業などがある。
- 福島には「ふくしまNPOバンク設立研究会」、金沢には「ピースバンクいしかわ」が設立準備中。

福島には岩手には
「いわてNPOバン
ク」が設立された。

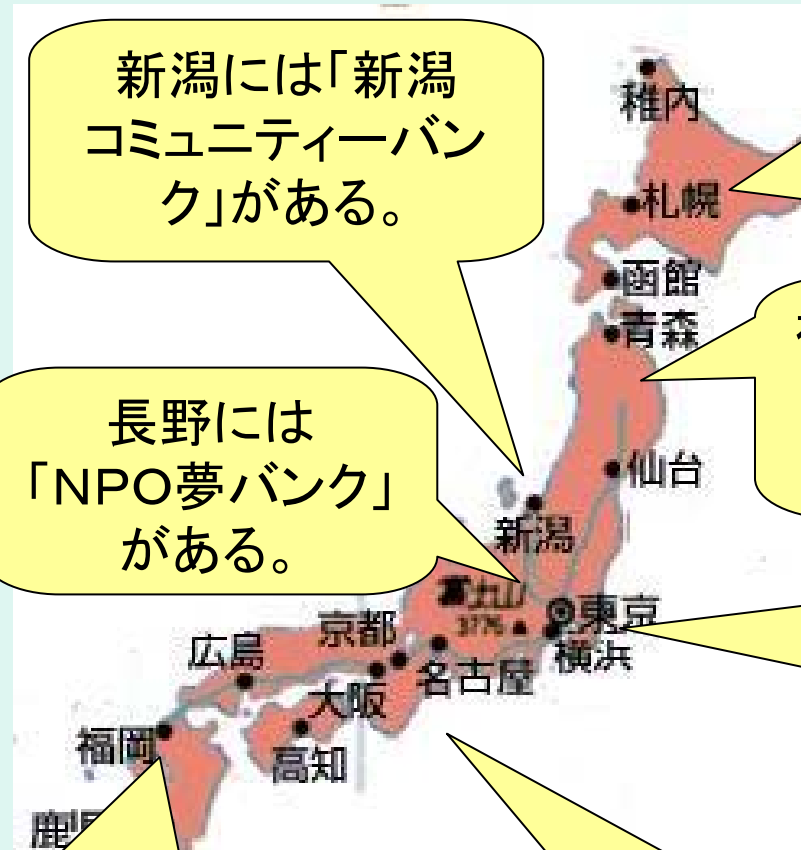
長野には
「NPO夢バンク」
がある。

東京には「未来バンク」
「東京コミュニティーパ
ワーバンク」「ap bank」
「生活サポート東京生活協
同組合」がある。

福岡にも「もやい
バンク」が設立さ
れ、宮崎、熊本に
も設立準備中。

名古屋に「コミュニ
ティー・ユースバン
クmomo」、大阪に
は「ツルミ・ヒューマ
ン・バンク」がある。

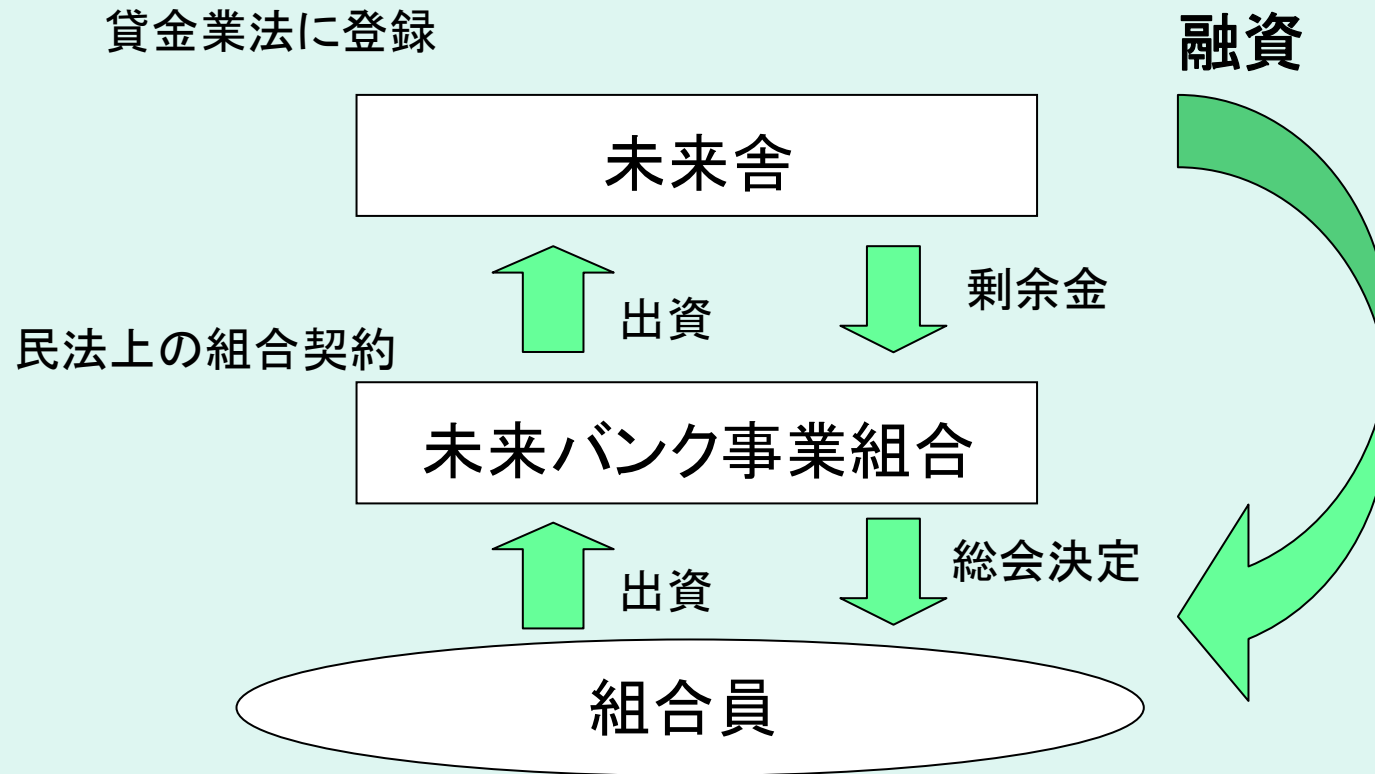
神奈川には「女性・市
民信用組合設立準備
会」がある。



足立区東和商店街の試み

- 学校給食の民営化の際に業務を受託した。現在は30校を超える給食を受託している。
- その食材はすべて地域の商店街から供給される。そのため、商店街は生き残ることができている。
- また、田中会長は足立区内の連合商店街の会長として足立区に交渉した。従来の敬老祝金を現金に変えて、「地域の共通商品券」を発行させた。しかもやや多めにして。
- その結果、毎年4億円が地域の商店街に回るようになった。

未来バンクの作り方

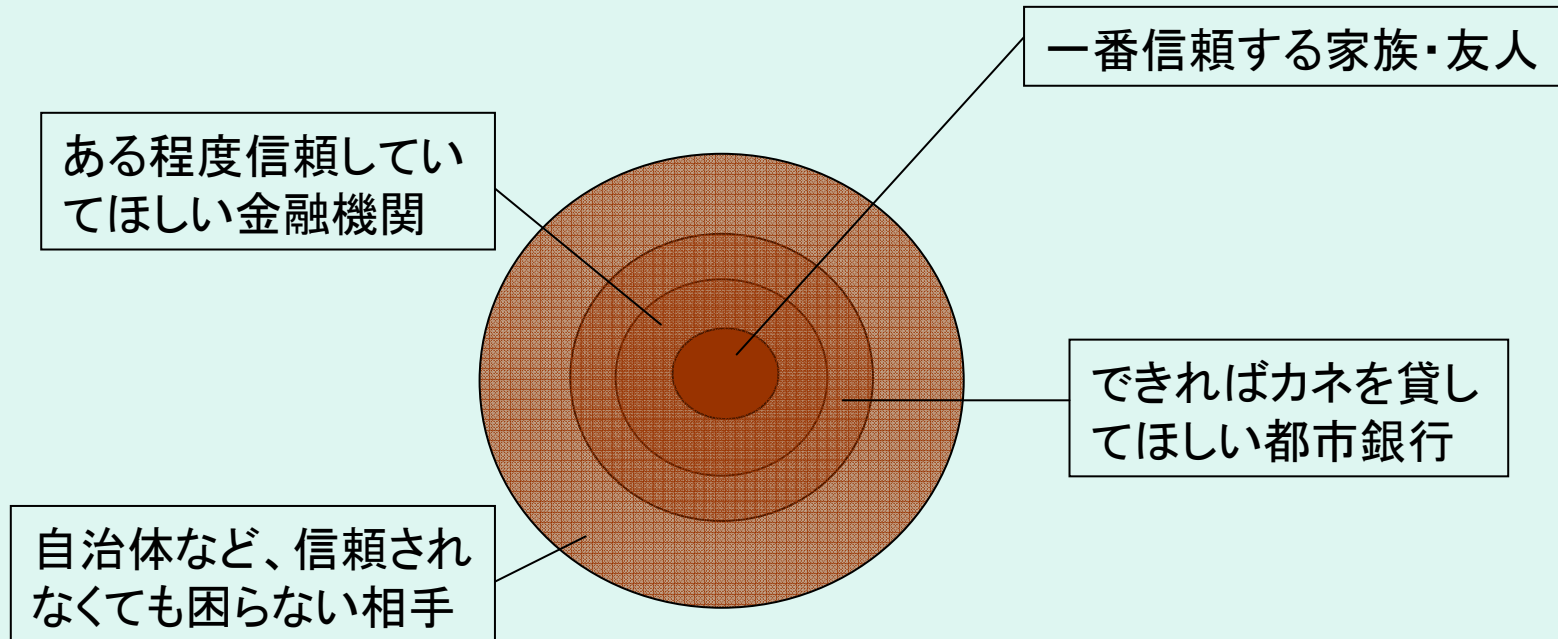


- 未来バンクは組合員の出資を組合員にだけ融資する閉じた組織。
- 剰余金は配当せず、事業準備金と金利の低減のために用いるよう、総会で決定している。

【原則】どう融資を進めるか

- 合目的性・・・目的が未来バンクの求めるものに合致しているのか
- 要件1・・・プランは社会的に有益か、逆の効果は起こらないか。
- 要件2・・・経済的に実現可能か、経営的に問題はないか、収益性はあるのか。
- 要件3・・・リスクを負担しているか、その覚悟ができているか。
- 人物・・・信頼に足る人物か。

信頼は年輪のようにになっている



- したがって、返済されるためには信頼の内側に入り込むことが重要。未来バンクの場合は、目的を明瞭にすることにより信頼を得られるようにしている。自治体が出資した場合、この点に問題が出る。
- 一方ap bankでは、融資対象をホームページで公開する他、返済状況も公開する契約で融資している。
- そのように、信頼の輪の内側に入ることが返済を確実にするのであって、不動産や財産を担保することではない。



放牧後、豚が耕した
土地は、従来の広葉
樹の森に戻される

ap bankが融資した埼玉県・小川町の生ごみガス化プロジェクト

団地から出された生ごみをバイオガスにし、残った液体肥料を有機農業に使う







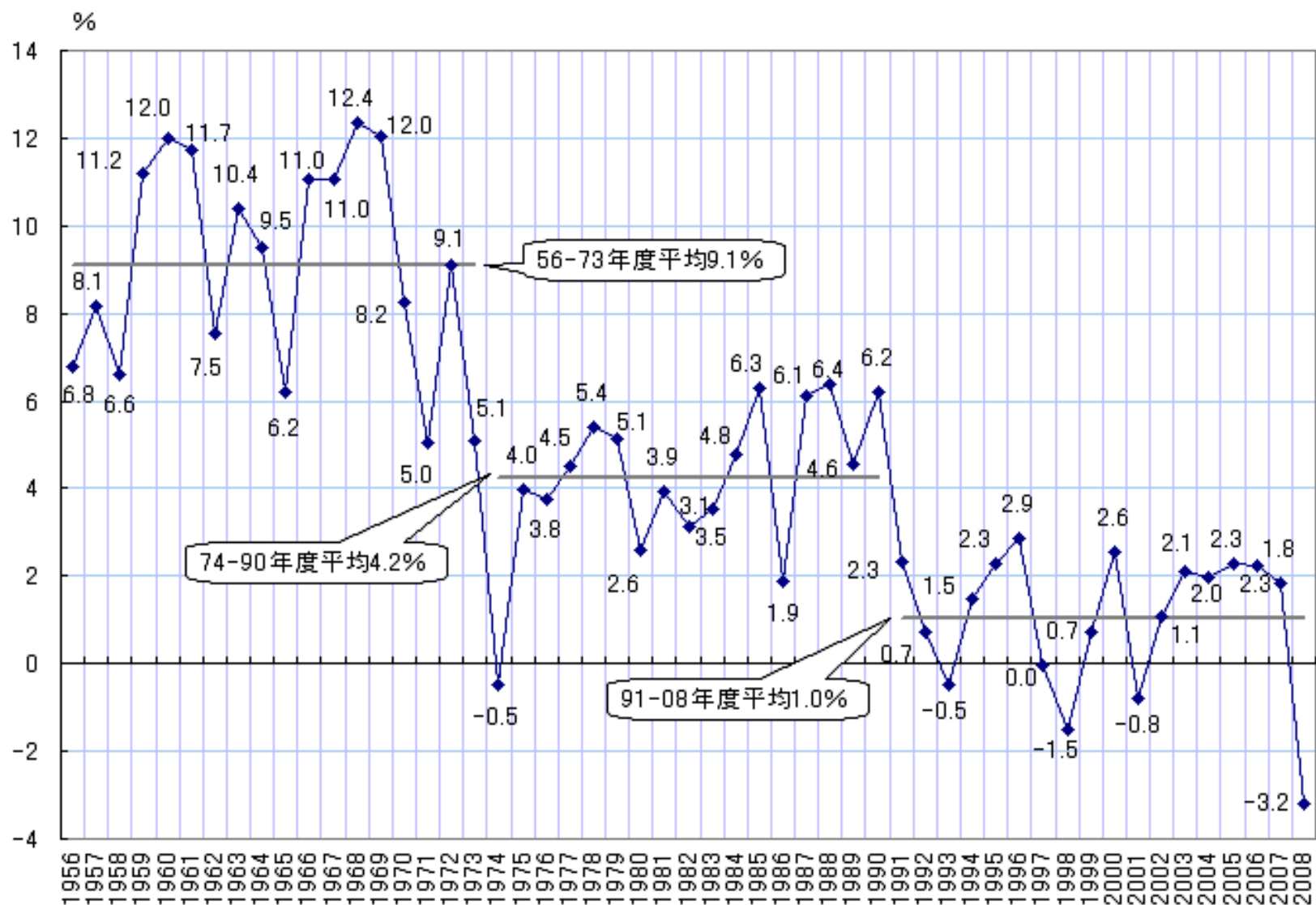




NPOバンクから借りると、 銀行から融資が受けられなくなる危険

- サラ金から借りる人は信用が低いものと考えられ、銀行では融資を断ることがあると言われている。
- NPOバンクもまた指定信用機関に登録することになると、同様に融資実績が登録される。
- 銀行から融資が受けられない理由は説明されない
ので、なぜ融資が受けられないのかを調べることはできない。
- 「銀行から二度と借りられなくなるリスク」を社会起業家に負わせるぐらいなら、NPOバンクは存続しないほうがいいのか。

経済成長率の推移



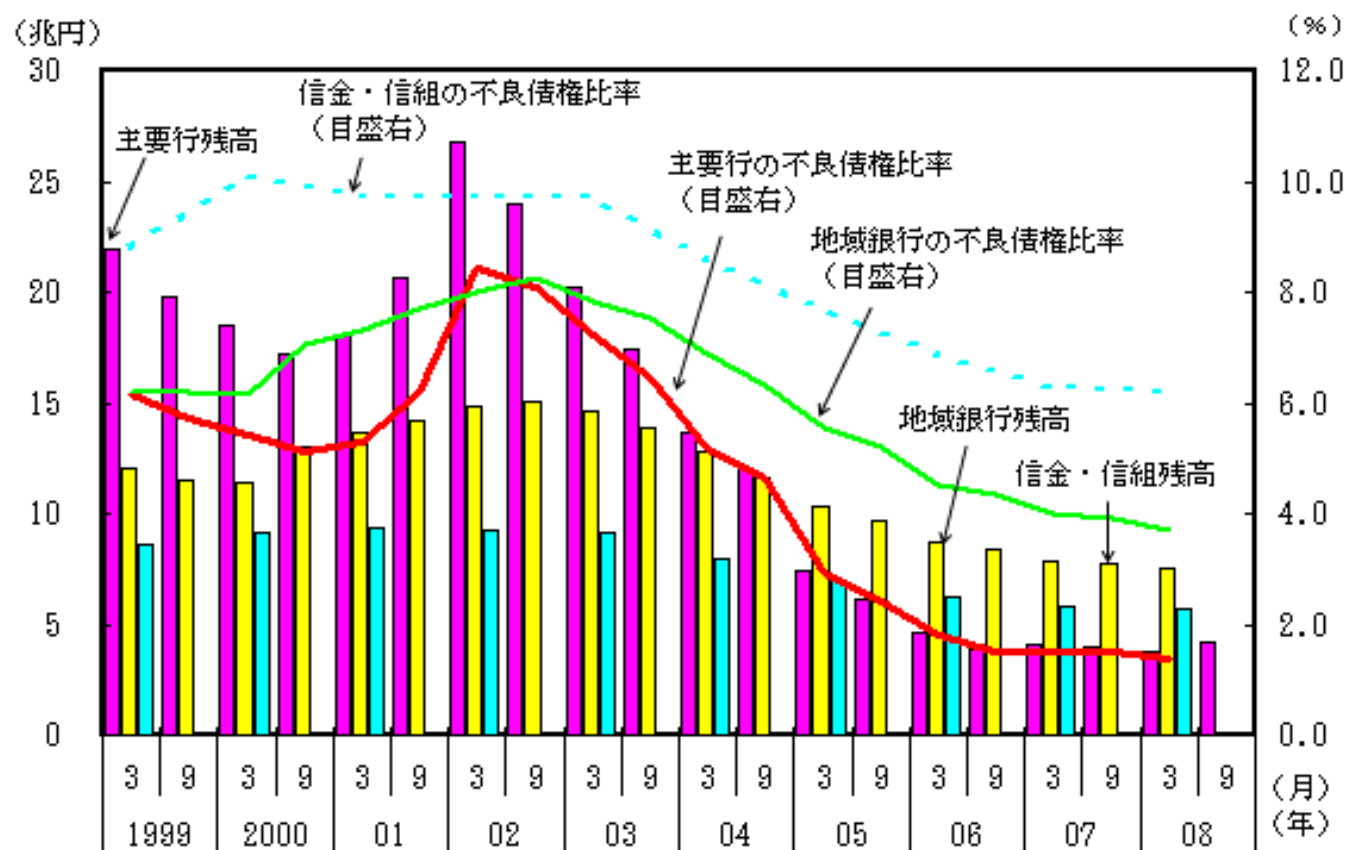
(注) 年度ベース。93SNA連鎖方式推計ベース (GDP80年度以前は63SNAベース)。

平成21年4-6月期 2次速報値 <平成21年9月11日公表>。平均は各年度数値の単純平均。

(資料) 内閣府

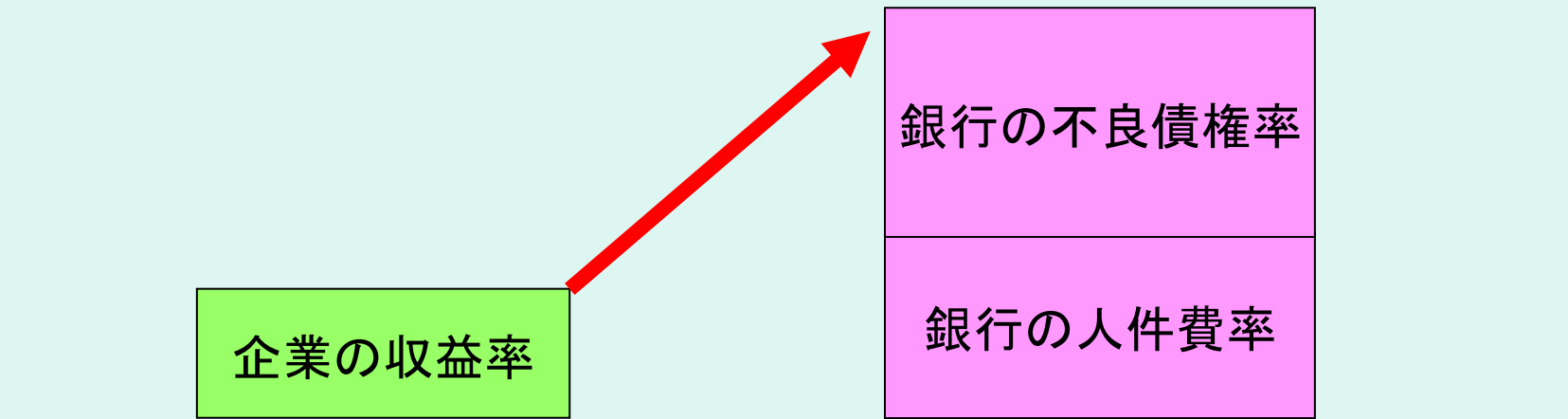
第2-2-1図 金融機関の不良債権の推移

不良債権比率は低下してきたが、地域銀行や信金・信組の不良債権比率は
主要行と比較して高水準



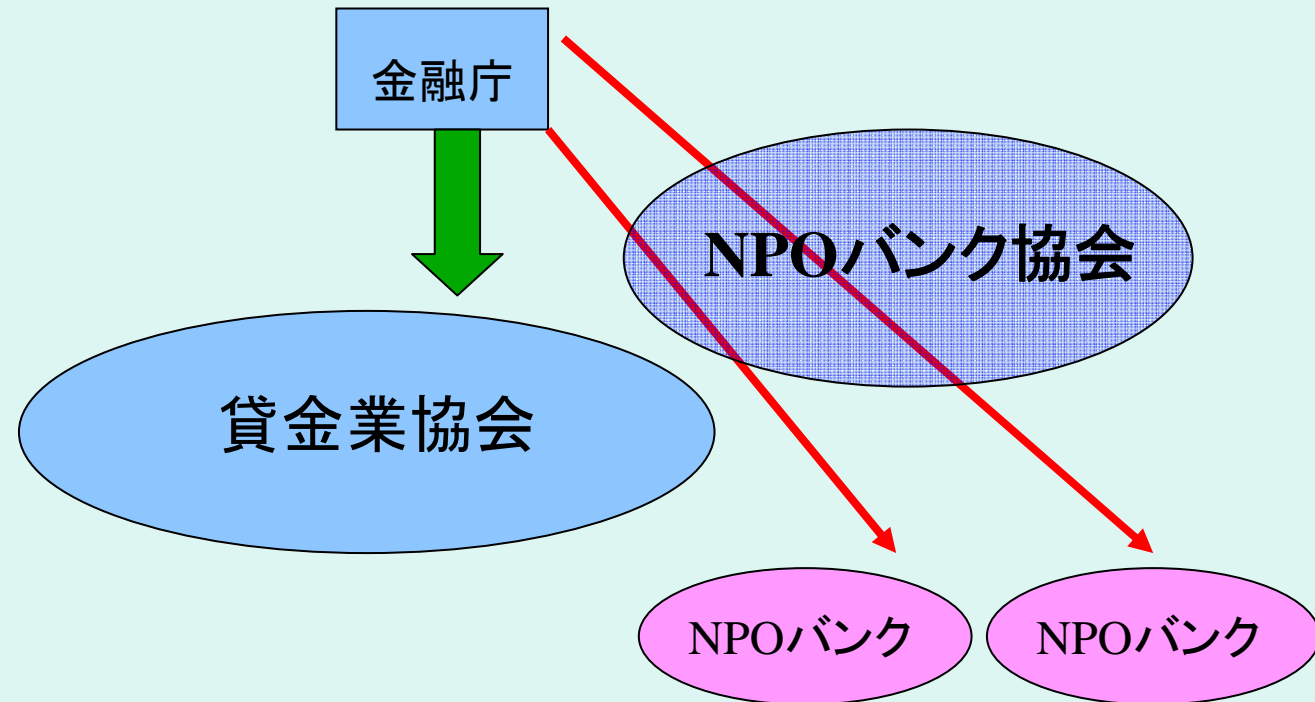
- (備考) 1. 2008年9月期までは、金融庁「金融再生法開示債権等の推移」により作成。
2008年9月期は、金融庁「主要行等の平成20年9月期決算状況(単体)〈速報ベース〉」により作成。
2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む)。
3. 地域銀行の計数は、2003年3月期以降、埼玉りそな銀行を含む。
4. 不良債権比率=金融再生法開示債権/総与信
金融再生法開示債権とは、破産更生等債権、危険債権、要管理債権の合計で、98年10月に施行された金融再生法の規定に基づいている。

低成長(デ・グロウス)の時代に 社会的企業は生き残れるのか



- 企業の収益率が1%しかない中で、金融機関の金利は最低でも5%程度は必要。
- ましてや社会的企業は低金利の仕組みがないと成り立たない。

「全国NPOバンク協会」の設立を



- NPOバンクが貸金業協会に参加しなかった場合、直接金融庁からの管理を受ける。
- その部分に協会を設立してはどうか。